

掛金率及び負担金率の改定について

【年金業務部数理課】

平成26年財政再計算の結果、保険料率(総報酬ベース、組合員と使用者で折半負担)は、平成26年9月及び平成27年9月に千分の3.54ずつ引き上げることになりました。

財政再計算結果に基づく、掛金率及び負担金率の改定に係る地方公務員共済組合連合会定款(以下「連合会定款」という。)の変更案については、6月27日に開催された連合会の運営審議会において、原案のとおり了承されました。

平成27年10月以降は、被用者年金一元化法及び厚生年金保険法で保険料率が定められていることから、今回の掛金率及び負担金率の改定に係る連合会定款の変更は、前述のとおり、平成26年9月及び平成27年9月の引上げ分について定められたものです。

平成26年9月から平成27年9月までの掛金率及び負担金率

財政再計算で求めた保険料率は、諸手当を含んだ総報酬ベースのものとして算定していますが、地方公務員の給料に係る掛金は、基本給に掛金率を乗じて求めることとされています。そのため、給料に係る掛金を求める際には、諸手当分に係る調整をする必要があります。地方公務員共済年金の手当分は給料の一律25%とされていることから、総報酬ベースの掛金率を1.25倍し、給料に係る掛金率を求めています【表中の $(① \times 50 / 100 \times 1.25)$ という計算式になります。】。

一方、期末手当等に係る掛金については、この調整の必要がないことから、総報酬ベースの掛金率をそのまま期末手当等に乘以て求めることとなります。

主要項目

掛金率及び負担金率の改定について

平成26年9月から平成27年9月までの掛金率

(単位:千分率)

区 分		平成26年9月から 平成27年8月まで	平成27年9月
保険料率 (総報酬ベース) ①		169.24 (+ 3.54)	172.78 (+ 3.54)
掛 金 率	給料との割合 ($① \times 50 / 100 \times 1.25$)	105.775 (+ 2.2125)	107.9875 (+ 2.2125)
	期末手当等との割合 ($① \times 50 / 100$)	84.62 (+ 1.77)	86.39 (+ 1.77)

平成26年9月から平成27年9月までの負担金率

長期給付に係る保険料は組合員と使用者で折半負担することとされていることから、負担金率は、掛金率と同率となります。

※平成27年10月以降の保険料率

平成27年10月以降の保険料率(組合員と使用者で折半負担)は、被用者年金一元化法等により以下のとおりとなります。

(単位:千分率)

改定時期	保険料率
平成 27 年 10 月	172.78
平成 28 年 9 月	176.32
平成 29 年 9 月	179.86
平成 30 年 9 月	183.00

被用者年金一元化法等で規定